

◆原油・原材料高に係る応援金、支援金～対象要件の一部弾力化～

令和4年1月から7月までのうち任意に選択した3箇月間の仕入額(又は売上高に占める仕入額の割合)が過去3年のいずれかの年の同期間の仕入額(同前)より20%以上増加し、価格転嫁ができていない中小企業者のため、応援金等があります。

今般、受付期間の延長、対象要件の一部弾力化が行われました。

1. 原材料等高騰対応緊急応援金

原材料高により仕入額が上昇し、価格転嫁ができていない事業者

【交付額】法人20万円、個人事業者15万円

【受付期間】令和4年10月31日(月)



原材料

2. 燃油高騰対策緊急支援金

燃油を多く使用する貨物運送業、旅客運送業、建設業、製造業、クリーニング業、宿泊・旅館業等で、価格転嫁ができていない事業者

【補助額】上限：200万円 下限：法人20万円、個人事業者15万円

【受付期間】令和4年10月31日(月)



燃油

◆雇用保険料率変更～令和4年10月1日～

雇用保険料の労働者負担・事業主負担の保険料率が変更になります。年度の途中から保険料率が変更となりますので、ご注意ください。

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

| | ① 労働者負担 | ② 事業主負担 | 雇用保険料率①+② |
|-----------|---------|------------|------------|
| 一般の事業 | 5/1,000 | 8.5/1,000 | 13.5/1,000 |
| 農林水産・清酒製造 | 6/1,000 | 9.5/1,000 | 15.5/1,000 |
| 建設の事業 | 6/1,000 | 10.5/1,000 | 16.5/1,000 |

◆佐賀県最低賃金改定～時間給32円アップ～

佐賀県最低賃金が改定され、10月2日から時間給が32円アップし、**1時間853円**となりました。特定(産業別)最低賃金は、下表の通りですが、改定の審議中であり、別途決定されます。

| 最低賃金の件名 | | 1時間(円) | 効力発生年月日 |
|----------------|--------------|-------------|------------------|
| 佐賀県最低賃金 | | 853円 | 令和4年10月2日 |
| 特定(産業別)最低賃金 | 一般機械器具製造業関係 | 896円 | 令和3年12月31日 |
| | 電気機械器具製造業関係 | 867円 | 令和3年12月18日 |
| | 陶磁器・同関連製品製造業 | 822円 | 令和3年12月9日 |